

参議院大蔵委員会議録第七号

昭和三十三年七月四日(金曜日)午後
二時三十分開会

委員の異動

本日委員大沢雄一君辞任につき、その補欠として田中茂穂君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 前田 久吉君
理事 木内 四郎君
西川基五郎君
栗山 良夫君
平林 剛君
青木 一男君
岡崎 眞一君
木暮武太夫君
迫水 久常君
塩見 俊二君
土田国太郎君
宮澤 喜一君
廣瀬 久忠君
前田佳都男君
大矢 正君
野澤 勝君
杉山 昌作君
衆議院議員
平岡忠次郎君
政府委員
大蔵省主計局長 石原 周夫君
事務局側
常任委員 木村常次郎君
会専門員

本日の会議に付した案件
○所得税法の一部を改正する法律案
(衆議院送付、予備審査)

○昭和三十三年の夏季の賞与に対する
所得税の臨時特例に関する法律案
(衆議院送付、予備審査)

○経済基盤強化のための資金及び特別
の法人の基金に関する法律案(内閣
提出、衆議院送付)

○委員長(前田久吉君) ただいまから
委員会を開きます。

まず、委員の変更について報告いた
します。

本日付をもって大沢雄一君が辞任さ
れ、その補欠として田中茂穂君が委員
に選任されました。

○委員長(前田久吉君) これより所得
税法の一部を改正する法律案及び昭和
三十三年の夏季の賞与に対する所得税
の臨時特例に関する法律案の両案につ
いて提案理由の説明を聴取いたします。

○衆議院議員(平岡忠次郎君) たい
ま議題となりました所得税法の一部を
改正する法律案につきまして、提案の
理由を御説明申し上げます。

深夜の十時から早朝の五時まで、官
庁、民間産業を問わず業務の必要に
応じて働く夜間勤務労働者の夜間労働
に対して支給される金額は平均して僅少
であり、実費支弁的な内容をもっている
にかかわらず、一般給与と同様の税率
が適用されております。夜間勤務の特
質は今さらいうまでもありませんが、

肉体的、精神的な疲労のおびただしい
ものがありまして、人間として不規則
な生活を重ねる結果、恢復し得ない疲
労が残り、平均年令についてまで影響
あることは統計にも明らかであります。

従ってこれらの者について、税制上
からも措置すべきであるとの意見は数
年前からございまして、すでに日直料、
宿直料として支給されているものにつ
きましては、二十九年一月一日以降課
税しない旨を、国税庁長官から通達が
発せられております。しかるに、実際
に働いている労働者の夜間手当等につ
いて同時に考慮ができなかったことは、
大蔵省として当時調査中として時
間の関係上からとはいえず、不均衡き
まるものがあるといわなければなりま
せん。関係者の痛嘆しているところで
ございます。

夜間勤務者の種別、階層、金額など調
査してみましても、まことに気の毒で
あり、収入する夜間手当等は、夜間勤
務者が夜食するシナそば二杯分に該当
するくらいのものであります。この際
実費支弁の意味において、非課税とす
る立法措置を講ずる必要があると存じ
ます。労働基準法におきましては、夜間
手当は最低百分の二十五としておりま
すが、率によって恩恵が区々にわたる
のを避けるために、この特例の限度率
は基準法通りの百分の二十五としたし
ております。

またこれが適用されるのは、警察
官、看護婦、交通労働者、その他民間産
業にあって燈籠炬守って働く夜間勤
務者などでありまして、そう大きな金
額にならないものと推定をいたしま
す。このくらいの金は、政府において
十分措置し得ると考える次第であり
ます。

今日税制の特例は、各方面にわたり
行われておりますが、それらはほとん
どが大企業、大口所得者に対するもの
でありまして、日本産業の基礎となっ
ております労働者に対する恩恵は、ほ
んど皆無であります。何とぞ御審議
の上、深夜勤者として産業復興、公共
治安、病人の看護、交通安全に携わ
っております男女労働者諸君に対し、深
甚の考慮を払われまして、すみやかに
可決されんことをお願いする次第であ
ります。

次に昭和三十三年の夏季の賞与に対
する所得税の臨時特例に関する法律案
につきまして、その趣旨と内容につ
いて御説明申し上げます。

わが国の家庭生活の習慣は、夏季に
おきましては各種経費のかさむ事情に
あります。これを考慮され夏季手当が
支給されておりますが、いろいろの事
情から十分な金額が支給されてお
りません。他方従来労働者の税負担が重
いという声はちまたに満ちあふれ、その
軽減の必要があることは今さら申すま
でもありません。

そのため、全日本の給与所得者は声
を大にしまして夏季手当の実質的向上
を叫び続けて参りました。すでに今日ま
で数回にわたってこの種法案が提案さ
れて参りましたが、種々の事情により

まして今日まで保留されて参りました。
従って今回は、各方面の期待はきわめ
て強いものでございまして、各位にこ
の点について深甚なる考慮をわすらわ
したく提案をするものでございます。

この法律の目的は、夏季賞与のう
ち、五千円までは免税にして、これら
の人々の生活を幾らかでも潤したいと
いうものでございます。この法律案に
より推算される減収額は、おおむね六
十億円程度と存じます。この程度の措
置は、政府において何らかの措置を講
じ得られるものと存じます。

以上がこの法律案を提出いたしました
理由でございます。何とぞ慎重審議
の上、御賛成あらんことをお願い申し
上げます。

○委員長(前田久吉君) 次に、経済基
盤強化のための資金及び特別の法人の
基金に関する法律案についての補足説
明を願います。

○政府委員(石原周夫君) 経済基盤強
化のための資金及び特別の法人の基金
に関する法律案につきまして補足説明
を申し上げます。

昭和三十一年度の一般会計の決算上
の新規純剰余金は一千一億円という額
に上ったわけでございます。これは三
十一年度におきます異常な好況に起
因するものでございます。最近におき
ます数年度の新規純剰余金の実績
を見ますと、大抵三百億円ないし四百
億円台であります。従いまして、その
歳入歳出予算規模に対します割合から

見ますと、大体三ないし四%であつたのに対して、昭和三十一年度におきましては、九%という高い割合に相なつてゐるわけでございます。新規の純剰余金につきましては、法令によりまして処理方法が定められてゐるわけでありまして、この一千一億に占めてみまると、交付税の精算分の式当分が百十八億、それから道路整備費の式当分が十一億、財政法によりまして、公債の償還に当てます分が四百三十六億、合計いたしました五百六十五億、これがいわゆる法定財源に充当されることになりまして、残額の四百三十六億三千万円、これが一般財源といたしまして、昭和三十三年度の一般経費に使用し得ることに相なるわけでありまして、

ところで、昭和三十三年度におきまするわが国の経済運営の基本的態度といたしましては、財政がわが国内経済に過度の刺激を与えることを避けまして、輸出の伸長にあらゆる努力を傾けるということが要請をせられてゐるわけでありまして、従いまして、前国会におきまして成立を見ました本年度予算におきまして、剰余金をそのまま直ちに一般の歳出財源に充當いたしまして、今後におきまするわが国の経済基盤の強化に資する目的をもちまして、二百二十一億三千万円、この金額をもちまして、一般会計に所屬する経済基盤強化資金という新しい資金を設け、また、二百十五億圓をもつて五つの法人に対する出資を予定してゐるわけでありまして、政府は、この予算の執行をはかりますためにこの法律案を提出いたしました次第であります。

の法人に對します出資、五つの基金につきまして、御説明を申し上げます。

まず、経済基盤強化資金でございますが、この資金は、将来におきまするわが国の経済基盤の強化に必要な経費に充てます財源の一部を確保するために設けるものでありまして、財政法第四十四条の規定に基づきまして設置をいたす資金であります。この資金は、一般会計に所屬いたしまして、大蔵大臣が管理することといたしておりますが、昭和三十三年度におきまして、一般会計歳出予算から二百二十一億三千万円、この金額を繰り入れまして設定をいたすわけでありまして、この資金の用途につきましては、将来におきまする道路の整備、港湾の整備、科学技術の振興、異常災害の復旧、または産業投資特別会計への繰り入れに要する経費に充てることといたしまして、具体的に使用いたします場合には、あらかじめ歳入に繰り入れ歳出予算に計上いたしてから使用いたすというように相なるわけでありまして、なお、この資金は、使用いたされるまでは資金運用部に預託いたしまして、預託によつて生じました利子は資金に編入をいたします。資金の受け払ひは歳入歳出外という経理に相なりますので、その増減の計算書につきましては、一般会計の歳入歳出の決算に添付をいたしまして同会に提出することに相なるわけでありまして、

次に、残額の二百十五億圓は、先ほど申し上げましたように、これを五つの特別の法人に出資をいたします。第一が、農林漁業金融公庫に對しまして六十五億圓、第二が、中小企業信用

保險公庫に對しまして同じく六十五億圓、第三に、日本輸出銀行に對しまして五十億圓、第四に、日本貿易振興會に對しまして二十億圓、第五に、日本労働協會に對しまして十五億圓をそれぞれ出資を予定いたしておるわけでありまして、

その出資を受けました金額をどう使うかということを下申し上げます。

第一が、農林漁業金融公庫におきましては、国の補助の対象となりません農地の改良及び造成にかかる事業に對する貸付に對する貸付につきましての利子を軽減いたします。その利子を軽減いたしますための財源を得させますために、非補助小団体等土地改良事業助成基金というものを農林漁業金融公庫内に設置をいたしまして、その基金といたしましてすわけでありまして、すなわち、この基金を資金運用部に預託いたしまして、その利子をもちまして特定の土地改良事業に對する貸付金の利子軽減に充てるわけでありまして、利子軽減の率につきましては、現在五分に相なつておりますものを三分五厘まで引き下げようというものを考へてゐるわけでありまして、なお、利子収入が利子軽減額より多いときの剰余は、これを基金に編入いたしまして、後日その編入額を限度といたしまして基金から取り出すことのできることに相なり使用することができるといふことといたしておりますが、六十五億圓の元金につきましては、これを使用することのできないという建前にいたしてあります。

次に、中小企業信用保險公庫に對しまして、同じく六十五億圓を出資いたすのであります。同公庫の設置につぎましては、すでに前国会におきまして法律を御審議を願ひまして成立を見たわけでございますが、従来の国がやつておりました中小企業信用保險特別会計、この特別会計が行なつておりました保險事業及び融資事業を承継いたして行なうわけでありまして、今回の出資金は、同公庫の保險準備基金に充てられるものでありまして、損失が生じました場合には取り出すことができませんが、金額資金運用部に預託することになりまして、これによりまして利子収入は、同公庫の利率の引き下げ等に充てられることに相なるわけでありまして、

次に、日本輸出銀行に五十億圓を出資いたしまして東南アジア開發協力基金に充當いたすわけでありまして、東南アジア開發協力基金は、とりあえずは資金運用部に預託をいたしまして運用されますが、将来は東南アジア開發協力のための國際的機構への出資に充てられるものでありまして、当該機構がございするまでの間においても必要がございする場合は、当該機構ができた場合におきましてこれへの出資に振り替へることができ性質の國際的協力による投資に運用されることに相なつておるわけでありまして、本基金の運用の事務は本米の日本輸出銀行の業務と若下性格が異なりするのために、特別の勘定を作りまして整理をいたします。出資及び投資に運用いたします場合におきましては、内閣におきまして基本方針を決定し、その決定に基づきまして大蔵大臣が日本輸出銀行に指示して運用せしめるということにいたしてあります。これらの手続の際、経済情勢全般をにらみまして、この基金

の設置目的を十分勘案をして運用するということとは中すまでもございせん。

次に、日本貿易振興會に對しまして二十億圓を出資をいたしまして同會の基金に充てることといたしてあります。同會は、従来財団法人海外貿易振興會が行なつておりました業務を行うものでございまして、輸出振興の業務をいたします特殊法人であります。前国会におきまして、すでに御審議を願ひまして成立を見ました日本貿易振興會法に基づきまして設立せられるものであります。本出資の二十億圓は、資金運用部へ預託せられまして、その利子収入は本會の事業運営のために必要な経費の財源として使用されるものでありまして、本基金はこれを取り出すことができないということに相なつておるわけでありまして、

最後に、日本労働協會に對します出資十五億圓でございますが、これは、同協會の基金に充てられるものであります。本協會は、わが国の労働問題の研究を行い、広く労働者及び使用者並びに國民一般の労働問題に關する理解と良識をつちかうことを目的とします特別法人でございまして、同じく前国会におきまして御審議を願ひいたしまして成立を見ました日本労働協會法によりまして新たに設立せられるものであります。本協會の基金は、同じく資金運用部に預託をせられまして、その利子収入をもちまして同協會の事業の運営の経費の財源に充てることに相なりするわけでありまして、本基金もまた取り出すことが禁止せられてあります。

以上申し上げました五つの特別法人

に対します出資につきましては、い
ずれも資金運用部に預託をせられま
して、当面わが国経済に刺激を与えな
いように配慮をせられておりますが、
かつ同時に、わが国経済基盤の強化に
資するように運用せられることに相
なっております。

最後に、御参考までに、経済基盤強
化並びに五つの特別法人の基金が資金
運用部の預託によりましてどの程度の
利子収入が上がるかという数字をちょ
と申し上げておきます。九カ月の計算に
相なっておりますが、農林漁業金融
公庫におきます非補助小団地等土地
改良事業助成基金は二億九千三百万円
であります。中小企業信用保険公庫が
二億八千三百万円、日本輸出入銀行の
東南アジア開発協力基金が一億三千万
円、日本貿易振興会基金が九千万円、
日本労働協会基金が六千六百万円に相
なるわけであります。

以上をもちまして、簡単にございま
するが、法案の補足説明を申し上げま
した。

○宮澤喜一君 議事進行について。た
だいま所得税法の一部改正についての
提案理由と経済基盤強化の法律の補足
説明があったわけでありますが、これ
らの法案について、きょうは国会の最
終日でありますので、質疑を有する向
きについてはどういふふうにお取り扱
いになりますか。

○委員長(前田久吉君) この質疑は後
刻に譲りたいと思いますが、ここで質
疑を行いたいと……。

○平林剛君 今回の特別国会は、本日
をもって会期が終ることになってお
るわけであります。重要な法律案として
経済基盤強化のための資金及び特別の

法人の基金に関する法律案が提出をさ
れまして、きょうじゅうにもし終了し
なければ審議終了というところに相な
る。しかるに、ただいまこまかい説明
はありませんが、政府側の出席がござ
いません。関係大臣は一人として出席
なさっておりません。これはまさしく政
府が今開期中にこの法律案を成立させ
るという御意思をなくしてしまつた
か、させる意思がないかという判断を
せざるを得ない。私も質問をいたし
たくとも、これでは質問ができません。
委員長は関係大臣の出席を求める
か、あるいは質問は後刻に譲るか、ど
ちらかに一つ処理をしていただきたい。

○宮澤喜一君 後刻といひましても、
かりにきょうが最終日でありますか
ら、私もとしては請願もおそらく
やっていただかなければならぬと思
いますが、そういったしますと、私はた
ま質疑を持っておりませんが、これ
らの法案、ことに経済基盤について
は、なお質疑を持っておられる方があ
るだろうと思ひますので、そこで後日
というわけには参りませんから、後刻
に質疑をしていただくとして、そ
のため政府の関係者を委員会にお呼
びを願つておけば、そうすると質疑を
継続することができるし、また、そう
しなければならぬのじやないかとい
うことを考えているのですが、いかが
ですか。

○大矢正君 今まであらゆる機会に承
わつておりますと、経済基盤強化基金
というのは特に今度の特別国会では最
も重要な法案だということとは与党も政
府も盛んに言つておることでありま
す。だから、与党も政府も、それほど
重要な法案であれば、最後の最後まで

真剣に、しかも具体的に精力的に審議
をする気持であらう、こう思うのです
が、そこでこの請願の審査に入つたら
どうかというような宮澤さんの御意見
はありますけれども、それほど今度の
特別国会では重大な法案なんですか
ら、むしろ請願の審査よりは(そうい
う意味じゃない)と呼ぶ者あり)この
法案の審議の方が、これは優先しなけ
ればならぬと思ひます。まだ九時間あ
るので、今から十二時までに。です
から、今のまま、とにかく経済基盤の
質問当然あるので、すから質問に入
つて、そうして、会期の十二時ぎりぎ
りになつて請願の問題をどうするかとい
うなら話はわかるけれども、今質疑を
後刻に譲つて、請願をさきに審議する
ということは筋が通らないじやないで
すか。

○木内四郎君 速記をとめてもら
いたい。

○委員長(前田久吉君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(前田久吉君) 速記をつけて
下さい。

暫時休憩いたします。

午後三時三十分休憩

〔休憩後開会に至らなかった〕

昭和三十三年七月八日印刷

昭和三十三年七月九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局